令和７年度決算特別委員会資料

資料請求番号２５
市民環境部市民活動支援課

自治会集会所等建設に等に伴う補助金は、各自治会総枠の設定を越している場合はどう補助するか、現総枠は

自治会集会所等建設等補助金については、自治会ごとに限度額までの補助としています。現在の限度額については、以下のとおり提出します。

自治会集会所等建設等補助金チラシ　　・・・２

令和８年４月版

ご利用には事前申請が必須です

自治会集会所等建設等補助金

令和８年度から一部改正！
＼申請期限にご注意ください／

お気軽にご相談ください

どんな補助金？

自治会活動に必要な集会所の建設や修繕、備品の購入などについて、事業費の一部を補助する制度です。必ず先に申請が必要です。
申請前に購入や修繕などを実施された場合、補助金を交付できませんのでご注意ください！

補助金の種類って？

補助金の種別は、下記の３つです。事業内容によってご利用いただく種別が異なります。詳しくは中面をご覧ください。

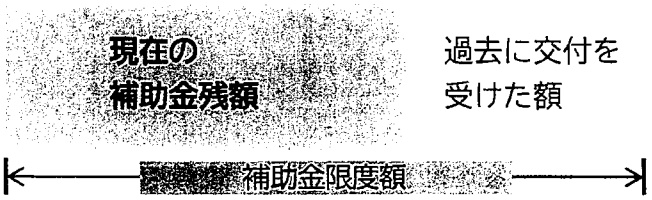
① 集会所等建設等補助金	② 集会所等修繕補助金	③ 備品購入補助金
限度額 ２５０万円（１自治会あたり）	限度額 １００万円（１自治会あたり）	限度額 ３０万円（１自治会あたり）

補助金の残額をご確認ください

補助金残額確認フォーム

過去に補助金の交付を受けた自治会は、上記の限度額からその分を差し引いた額が現在の補助金残額となります。残額は自治会によって異なりますので、一度お問い合わせください。
左の二次元コードからでもお問い合わせができます。





補助金の種類について

変更 補助金の申請期限が全て9月30日となりました
計画的な補助金申請にご協力ください

1 集会所等建設等補助金　限度額250万円

対象事業	申請期限	補助率 & 上限額	備考
集会所用地の整備、集会所の新築・増築・改築・修繕・取壊	9月30日 ※急を要する事業は随時	事業費の1/2	・集会所用地の整備（老木の伐採やコンクリート舗装等）も対象 ※日常的な樹木剪定は対象外
空調設備、掲示板（住宅地図を含む）、倉庫の設置・修繕・撤去			**変更** 集会所用地の整備が補助対象となりました
公共下水道に接続する水洗便所等の改造			
消火器の購入・詰替			・消火器に付随する備品も対象
建築物の賃借		事業費の1/2 （1ヶ月あたり2万円まで、空家の賃借は3万円まで）	・アパートの一室や倉庫も可
施設の使用		1年あたり2万円まで	・コミセンや他自治会集会所等の施設使用(4/1～3/31使用分)が対象

2 集会所等修繕補助金　限度額100万円

対象事業	申請期限	補助率	備考
集会所の修繕・取壊	9月30日 ※急を要する事業は随時	事業費の1/2	・築10年以上の集会所が対象 ・老朽化等による建替（全部修繕）も対象 ・集会所として10年以上賃借する予定の空家も対象 ・耐震診断等の修繕に伴う調査費用も対象

3 備品購入補助金　限度額30万円

対象事業	申請期限	補助率	備考
備品の購入 消火器及び消火器に付随する物品の購入	9月30日 ※急を要する事業は随時	事業費の1/2	・耐用年数が5年以上見込めるもの ・同等の備品の購入について、当補助金の交付を受けてから5年を経過していない場合は対象外

よくあるご質問



交付決定・入金までの期間は？

ご申請から交付決定まで通常１～２週間程度、事業報告から入金まで４週間程度かかります。交付決定後の事業実施・購入が必要ですので、申請は余裕をもってお済ませください。

どこの業者に発注すれば…？

原則城陽市内の業者でお見積りをとっていただき、交付決定後に発注をおこなっていただきます。
市から業者の紹介はできませんが、過去に他の自治会がどの業者から見積りをとっていたか調べることは可能です。

＼ 事業実施は交付決定後に！／　交付までの流れ

時　期	自治会	市役所
申請 期限：9月30日 期限にご注意ください	見積書など 交付申請書	提出 → 受理・審査
工事等着手	**事業開始** ※必ず交付決定後に事業を開始してください	送付 ← 交付決定通知書
工事等完了	**完了** ※支払いは一旦全額負担となります 領収書など 実績報告書・振込依頼書 工事前後の写真 （建設、設置、修繕等の場合）	提出 → 受理・審査
補助金	**補助金入金** ※指定口座に入金します	交付 ← 支払い事務

スマホからでも！らくらく申請

市役所に行かなくても
申請できるやん♪



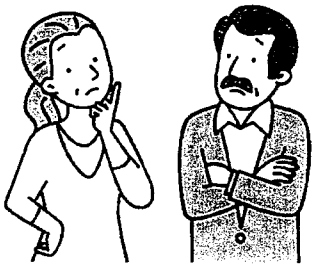
紙での申請のほか、専用フォームからも補助金申請が可能です。
スマホのカメラから、以下の二次元コードを読み込み、必要事項をご入力ください。

① 集会所等建設等補助金

② 集会所等修繕補助金

③ 備品購入補助金

補助金を申請するにあたって
注意点って…？



補助金申請、ここがポイント！

- ✔ **事業実施・購入の前に**補助金の申請を行っていただくことが必須です。
 既に事業を実施された場合や、備品を購入された場合は補助の対象外となります。
- ✔ 見積書は、**原則市内業者２社以上から同じ規格で徴収**してください。
 ただし、**事業費が 20 万円以下の場合は、市内業者１社のみでも結構です。**
 市内業者からの徴収が難しい場合はご相談ください。
- ✔ 発注の際には、最も安価で見積書を提出した業者に発注してください。
- ✔ 備品の購入については、**購入後５年間は同等備品の買い替えでの申請はできません。**
- ✔ 掲示板の設置・修繕について、設置場所が市有地である場合は、申請時に占用許可証の写しを提出してください。
- ✔ 施設の使用以外の全ての補助金は、**千円単位での交付（千円未満切り捨て）となります**のでご注意ください。
- ✔ 工事の発注や備品の購入は、**必ず補助金交付決定通知書が届いてから行ってください。**通知前に工事・購入を行った場合は、補助金が交付できない場合があります。
- ✔ 補助金は、事業完了後に自治会からの実績報告を受け、審査の上、指定の口座に振り込みます。このため、**費用は自治会で一旦全額を負担**していただくことになりますのでご理解をお願いします。

申請書はこちらからダウンロードができます

申請書類の様式は、ホームページからダウンロードができます。
メールでご申請いただくことも可能です。ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先　**城陽市役所　市民活動支援課**
TEL ： 0774-56-4001　　FAX ： 0774-54-7406
メール ： shiminkatsudo@city.joyo.lg.jp
もしくは右の二次元コードから→

城陽市　自治会　補助金　検索